

令和2年特(わ)第858号等

公判期日取消決定

被告人 大川原化工機株式会社, 大川原 正明, 島田 順司

被告人らに対する外国為替及び外国貿易法違反, 関税法違反被告事件について,  
当裁判所は, 職権により, 次のとおり決定する。

主 文

令和3年8月3日午後1時30分及び同年8月5日午前10時00分の  
各公判期日を取り消す。

令和3年8月2日

東京地方裁判所刑事第13部

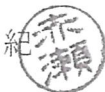
裁判長裁判官 平 出 喜



裁判官 須 田 雄



裁判官 赤 瀬 柚



8/3 11:00の  
公判期日も  
取り消されています。

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 長谷川 健 夫

